

# 損害賠償請求控訴事件に係る和解について

## 1 趣旨

県を被告として提訴された実習中の事故に係る損害賠償請求事件の第一審判決に対し、県及び相手方が控訴し、控訴審において係争中であつたところ、広島高等裁判所岡山支部からの和解勧告により合意に達し、解決金を早期に支払う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年11月10日に和解及び損害賠償額の決定について専決処分を行い、同月15日に和解したものである。

## 2 事故の概要

平成28年3月31日、岡山県立高松農業高等学校内での味噌の仕込み実習中、機械に材料を投入する作業をしていた生徒（第一審原告）の左手が当該機械の回転部に巻き込まれ、母指以外の4本の手指の先を切断した。

## 3 和解の相手方

元県立高松農業高等学校生徒

## 4 和解要旨

- (1) 県は、相手方に対し、解決金として、102,500,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 県は、相手方に対し、前項の金員を、令和3年11月25日限り、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び県は、相手方と県との間には、本件に関し和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、第一審、第二審ともに各自の負担とする。

## 5 損害賠償額

102,500,000円